

令和4年度教育・保育施設入園

申込みの手引き



お問合せ 庄内町子育て応援課子育て支援係
Tel.0234-42-0171 〒999-7781 庄内町余目字町 132-1



これから出産される方、庄内町に転入予定の方、年度途中からの利用を希望する方も、受付期間中に申込みください。

なお、この申込みは入所日までに庄内町に住民登録がある方に限ります。

教育・保育給付認定

利用希望する場合、利用申し込みと併せて教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢	利用する理由	利用できる施設、事業	申込先
1号認定	満3歳以上	教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園	直接、施設に申込みする。 施設を通じて町に認定申請する。
2号認定		保護者の就労や病気などにより 保育を必要とする場合	保育所、認定こども園	※保育の必要性の理由に該当する 場合のみ 町に入園申込み及び認定申請する。
3号認定	満3歳未満	保護者の就労や病気などにより 保育を必要とする場合	保育所、認定こども園、地域型保育	

1 庄内町の保育所・認定こども園一覧



	園名	定員	対象児	最長保育時間 (保育短時間)	給食	通園方法
保育園	社会福祉法人和心 余目保育園 〒999-7781 余目字大塚 62-1 Tel 43-2308	140	2ヵ月 ～ 3歳児	月～土 7:00～19:00 (8:00～16:00)	あり	各自送迎
	社会福祉法人和心 すくすく保育園 〒999-7781 余目字大塚 39-1 Tel 43-2612	130	2ヵ月 ～ 3歳児	月～土 7:00～19:00 (8:00～16:00)		
認定こども園	幼保連携型認定こども園 からふる 〒999-6601 狩川字大釜 136 Tel 56-2436 入園等に関する問合せ先 Tel 43-2612	保育 未定	2ヵ月 ～ 5歳児	月～土 7:00～19:00 (8:00～16:00)	あり	各自送迎 3歳児以上：バス送迎あり(立川地域のみ)
		教育 未定	満3歳 ～ 5歳児	月～金 9:00～14:00 預かり保育あり	あり	

(注意) 他市町村の認可保育所、認定こども園等へ入所を希望される場合も、庄内町への申請書を提出する必要があります。利用される認可保育所、認定こども園等によって、手続きが異なりますのでご相談ください。

2 申込に必要な書類

※認定こども園の教育利用(1号認定)を希望する方は、認定こども園に直接申し込みします。

立川こども園(仮称)への教育利用(1号認定)申込みは、今年度限り 子育て応援課、狛川幼稚園、狛川保育園 でも受付します。

● 1号認定(教育)、2号・3号認定(保育)共通

① 施設型給付費・地域型教育・保育給付費等支給認定申請書(兼児童台帳)

児童1人につき1枚。希望施設名は必ず第3希望まで記入してください。(継続児除く。)

※個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。また、役場子育て応援課に提出する際は、申請書を提出する方の本人確認を行いますので、次のいずれかをお持ちください。

- ・個人番号(マイナンバー)カード
- ・写真付証明書類(1点): 運転免許証、旅券、身体(精神)障害者保健福祉手帳、療育手帳等
- ・その他証明書類(2点): 公的医療保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等

② 家庭状況調査票 1世帯につき1枚

● 2号・3号認定(保育)のみ

③ 保育の必要性の証明書(父母) ※父母ともに次のいずれかに該当する場合は。

区分	提出書類
1 常時(注1)働いている場合	就労証明書又は自営業・農業従事申告書
2 妊娠・出産の場合(注2)	母子健康手帳(出産予定日記載欄)の写し
3 病気や障害を有する場合	診断書・障がい者手帳等の写し(同居家族、児童本人分)
4 介護している場合	介護・看護状況申告書 診断書・介護保険証の写し・障がい者手帳の写し
5 就学している場合	在学証明書
6 求職活動中の場合(注3)	保育所入所に関する求職活動申告書
7 虐待・DV等	家庭状況調査票に状況を記載。後日面談等で調査します。
8 育児休業中の兄姉の継続在園	家庭状況調査票に育児休業の期間を記載
9 災害復旧	罹災証明

(注1) 常時とは1日4時間以上、週4日以上(月64時間以上)の勤務を基準とします。

(注2) 産前産後各8週(多胎の場合は異なります。)また、詳細についてはご相談ください。

(注3) 求職活動中の入所は3ヶ月間に限定されます。

④ 保育料算定関係の書類(該当する場合のみ)

1) 生活保護受給証明書 生活保護世帯の方

2) 課税証明書 令和3年1月1日現在、庄内町に住所がなかった父母について必要

です。令和3年1月1日に住所があった市町村で発行しています。なお、父母のいずれかが仕事の都合等により庄内町に住所がない方は課税証明書の提出が必要となります。

3) 申立書

(同居している18歳以上(令和4年4月1日現在)の兄姉、又は別居の兄姉がいる場合)

該当する保護者は子育て支援係にご連絡ください。該当する方は申立書を提出することにより、保育料の軽減を受けることができます。

4) 在宅障がい者(児)のいる世帯であることを証明する書類

同居の家族または入所希望のお子さんが身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書、精神障害者保健福祉手帳、障害基礎年金のいずれかを交付されている場合は、その写しを添付ください。

3 保育の必要量について

●2号・3号認定の保育必要量について

保育の必要性や就労時間により保育必要量（保育標準時間、保育短時間）の認定が異なります。

就労により保育が必要な場合は下のとおり認定されますが、**父母いずれかの就労時間が月平均120時間未満の方がシフト勤務等の都合により保育園で定める保育短時間を超えて保育を必要とする場合、申請書にその理由を記入ください。**

1) 就労の保育必要量について（※就労の場合は、就労証明書の就労状況をもとに計算します。）

- 「保育標準時間」…父母の就労時間が月平均120時間以上（例：1日6時間、月20日勤務）
- 「保育短時間」…父母いずれかの就労時間が月平均120時間未満（例：1日5時間、月20日勤務）

①判定の仕方

申請書の「3 利用を希望する利用曜日・時間」の記入した時間をもとに判定します。

各保育園で定めた保育短時間内（「1 庄内町の認可保育所・認定こども園一覧」参照）で利用する場合は「保育短時間」で判定し、それを超えて利用したい場合は「保育標準時間」で判定することになります。

②保育必要量の変更について（保育短時間→保育標準時間）

父母いずれかの就労時間が月平均120時間未満（例：1日5時間、月20日勤務）であって、シフト勤務や変則勤務、通勤時間等により保育短時間を超えて利用したい場合は、申請書の「3 利用を希望する利用曜日・時間」の※（理由）を記入ください。審査のうえ、保育必要量を判定します。

（例）勤務時間が「8：00～14：00」で1日5時間、月20日勤務であるが、通勤に45分かかるため、7：15～15：00まで預けたい。

2) 求職活動中の保育必要量について

求職活動中の場合は「保育短時間」での判定となります。就労後、就労証明書の就労状況をもとに判定します。

3) 就労以外の保育必要量について

妊娠・出産、父母の病気や障害、虐待・DV、災害復旧等は保育標準時間、又は短時間で利用することが可能です。

4 申込受付

期 間：令和3年10月4日（月）～10月22日（金）土日は除く

受付時間：8：30～17：15

場 所：庄内町子育て応援課子育て支援係

狩川保育園、余目保育園、すくすく保育園

※受付期間以外は、子育て応援課 のみでの受付となります。

立川こども園（仮）の教育利用（1号認定）の入園申込

社会福祉法人和心（すくすく保育園内事務局）

※今年度限り子育て応援課、狩川幼稚園、狩川保育園でも受付をします。

5 入園の決定

- (1) 上記申込み期間中に申込みいただいた方を優先に入所を決定しますが、第1希望の施設に入所できるものとは限りませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 町外の認可保育所や認定こども園を希望の方は、当該市町との協議が必要となり、入所ができない場合もあります。町内保育園も併せて希望保育園の欄にご記入ください。
- (3) 10月25日以降に申込みの方は、10月22日まで申込みの方の入所決定後、空きがある場合に随時入所決定となります。

6 保育料

(1) 保育料

別紙の令和4年度保育料表をご覧ください。※国の制度により変更になる場合があります。保育料は、父母の所得状況に応じた認定区分の料金となります。病気やケガにより休む場合も、保育料は減額されません。

(2) 納付の方法

保育料の納付は基本的に口座振替をお願いしています。口座振替日は毎月末日（12月のみ27日）ですが、口座振替日が土日祝日の場合は翌営業日となります。振替日前日までに残高の確認をお願いします。口座振替手続きをされていない方は、入所決定後に「庄内町税等口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」に記入のうえ、金融機関に直接申込みください。

口座振替ができなかった場合は、翌月5日頃に納付書を郵送しますので、役場会計室、コンビニ、金融機関窓口で納入をお願いします。 ※認定こども園については、直接園に納付になります。

7 ならし保育

保育利用では、入園から1週間程度は、お子さんに徐々に園での生活に慣れてもらうため、「ならし保育」を行います。ならし保育期間も入園期間に含まれるため、産後の仕事復帰のために入所を検討する場合は、十分考慮してください。また、園によってならし保育の進め方が異なりますので、詳細は各園に直接お問い合わせください。

(例) 入園から最初の3日目までは11時まで（給食なし）、4～5日目は12時まで（給食あり）、それ以降は通常の保育時間など

8 土曜保育

保育所は、家庭でお子さんの保育ができないときに代わって保育を行う場です。お父さんやお母さんの仕事がお休みのときは、普段不足しがちな親子のふれあいの時間として、家庭保育に努めていただくようお願いいたします。

9 住所等の変更、就労状況の変更について

住所の変更、家族構成の変更があった場合は、届出が必要です。また、勤務先の変更、退職、及び就労内容に変更があった場合は、就労証明書、または求職活動申告書を子育て応援課にご提出ください。